

個人事業税（県税）についてのお知らせ

○個人事業税の概要

個人事業税は、事業を営む個人の方で、県内に事務所または事業所を有する方に課される県の税金です。原則として、前年の不動産所得および事業所得から各種控除した額に対して課税されます。

課税対象となる業種は、主として商工業など、いわゆる営業に属する第一種事業（物品販売業、不動産貸付業、製造業、請負業など）、畜産業、水産業などの第二種事業（主として自家労力により行うものを除く）および医業、法務業などの自由業に属する第三種事業（医業、歯科医業、弁護士業、理容業など）があります。

それぞれの税率は次のとおりです。

第一種事業..... 5% 第二種事業..... 4%

第三種事業..... 5%（ただし、あん摩・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業は3%）

○納税方法と納期限

下北地域県民局県税部から送付される納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納めてください。（税額が1万円以下の場合には8月に全額納めることとなります。）

納期限は、第1期分が9月1日(月)、第2期分が12月1日(月)となります。

納付につきましては、金融機関や県税部の窓口のほか、コンビニをご利用できます。

また、口座振替もご利用いただけますので、各取扱金融機関にてお申し込みください。

【お問合せ】下北地域県民局県税部 課税課 ☎22-8581（内線207）

あおもり出会いサポートセンターからのお知らせ

あおもり出会いサポートセンター（青森県事業委託）では結婚したい独身男女の出会いを応援します。

【個人会員・団体会員を募集しています】

対象 出会いを望む満20歳以上の独身者で、原則として青森県内に在住の方。または青森県内に事業所などがある企業・団体

会員登録は無料です。

県内の出会いイベント情報をメールマガジンで配信します。

※登録すると、個人会員限定交流パーティに参加できます。

（年間15回程度、青森、弘前、八戸などで開催し、有料です）

お問合せ対応時間 午前8時30分から午後5時30分(土・日、祝日、年末年始を除く)

ホームページ <http://adsc.jp>

【お問合せ】あおもり出会いサポートセンター ☎017-721-1250

村県民税（2期）、介護保険料（2期）の納期は、

9月1日(月)です。忘れずに納付しましょう！

※諸事情により、納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。

お気軽に住民福祉課 税務・国保部門までご相談ください。